

発明の実施規定の変遷

○特許條例（明治21年12月18日勅令第84号）

第1条

新規有益ナル工術、機械、製造品及合成物ヲ発明シ又ハ工術、機械、製造品及合成物ノ新規有益ナル改良ヲ発明シタル者ハ此條例ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得

特許トハ発明者ニ他人ヲシテ其承諾ヲ經スシテ前項ノ発明ヲ製作、使用又ハ販売セシメサル特権ヲ許スコトヲ謂フ

発明（工術、機械、製造品及び合成物）：製作、使用、販売

○特許法（明治32年3月1日法律第36号）

第1条

工業上ノ物品及方法ニ関シ最先ノ発明ヲ為シタル者若ハ其ノ承継人ハ此ノ法律ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得

物品ノ発明ニ係ル特許ハ特許ヲ受ケタル者ニ限り其ノ発明ノ物品ヲ製作、使用、販売若ハ擴布スルノ権利ヲ有セシム

方法ノ発明ニ係ル特許ハ特許ヲ受ケタル者ニ限り之ヲ使用若ハ擴布スルノ権利ヲ有セシム但シ其ノ特許ノ効力ハ同一方法ニ依リ製作セラレタル物品ニ及フモノトス

物品の発明：製作、使用、販売、擴布（拡布）

方法の発明：使用、擴布（拡布）、方法により製作された物品にも特許権の効力あり

○特許法（明治42年4月2日法律第23号）

第28条

特許権者ハ物ノ特許発明ニ在リテハ其ノ発明ニ係ル物ヲ製作、使用、販売又ハ擴布スルノ権利ヲ専有シ方法ノ特許発明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販売又ハ擴布スルノ権利ヲ専有ス

物の発明：製作、使用、販売、擴布

方法の発明：使用、その方法により製作された物の使用、販売、擴布

○特許法（大正10年4月30日法律第96号）

第35条

特許権者ハ物ノ特許発明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販売又ハ擴布スルノ権利ヲ専有シ方法ノ特許発明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物使用、販売又ハ擴布スルノ権利ヲ専有ス

物の発明：製作、使用、販売、擴布

方法の発明：使用、その方法により製作された物の使用、販売、擴布

○特許法（昭和34年4月13日法律第121号）

第2条3項

この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物の発明にあつては、その物を生産し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

物の発明：生産、使用、譲渡、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡のための展示、輸入

方法の発明：使用

物を生産する方法の発明：使用、その方法により生産した物の使用、生産、譲渡、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡のための展示、輸入

○現行法

第2条3項

この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物の発明にあつては、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

物の発明：生産、使用、譲渡、貸し渡し、輸入、譲渡若しくは貸渡のための申出

方法の発明：使用

物を生産する方法の発明：使用、その方法により生産した物の使用、生産、譲渡、貸し渡し、輸入、譲渡若しくは貸渡のための申出